

平成25年2月25日
株式会社 中国銀行

ちゅうぎん Biz Direct（ビズダイレクト）補償制度新設について

当行では、インターネットバンキング「ちゅうぎん Biz Direct」（以下「ビズダイレクト」といいます）において発生した預金等の不正な払戻しによる被害を、補償する制度を新設いたします。

1．補償開始日

平成25年2月25日（月）

2．補償の内容

近年のインターネットバンキングの不正アクセスの手法はコンピュータウイルスを利用した不正ポップアップやパソコン遠隔操作に見られるように、極めて巧妙化した犯罪が多発していることから、被害補償制度を新設いたします。

ビズダイレクトをご利用中に第三者による不正アクセスを受け、預金等の不正な払戻しが発生した場合に、当行がお客さまの被害を補償させていただく制度です。

3．補償金額

1事故あたり 500万円を上限として被害額を補償いたします。

なお、お客さまがウイルスソフトならびに電子証明書サービスを利用されていない場合など、補償を受けられないケースがございます。

4．補償に関する手数料

必要ありません。

〔ご参考〕

ビズダイレクトについて

ビズダイレクトとは、インターネット経由で当行に接続し、ご預金の残高照会、入出金明細照会、お振込みなどをご利用いただける、法人・個人事業主のお客さまを対象としたインターネットバンキングサービスです。

また、ビズダイレクトのメニューのひとつとして「でんさいサービス」もご利用いただけます。なお、「でんさいサービス」のご利用については、別途「でんさいサービス」の申込手続が必要となります。

以 上